

## 参 照 条 文 目 次

一	道路運送車両法（抄）	1
二	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（抄）	3
三	外国為替及び外国貿易法（抄）	9
四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）	9
五	浄化槽法（抄）	15
六	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）	16
七	刑法（抄）	16
八	行政手続法（抄）	17
九	民法（抄）	18
十	経済産業省設置法（抄）	18
十一	環境基本法（抄）	18
十二	地方自治法（抄）	19
十三	自動車重量税法（抄）	19

使用済自動車の再資源化等に関する法律案 参照条文

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 （略）

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6・7 （略）

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

（登録の一般的効力）

第四条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 （略）

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2 (略)

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3～5 (略)

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日内、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

4 第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

(予備検査)

第七十一条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう予備検査を受けることができる。

2 国土交通大臣は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車予備検査証を当該自動車の所有者に交付しなければならない。

3 (略)

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5～9 (略)

第五章の二 軽自動車検査協会(抄)

第一節 総則（抄）

（目的）

第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害を防止するため軽自動車の検査事務を行い、あわせてこれに関連する事務を行うことを目的とする。

（法人格）

第七十六条の三 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（数）

第七十六条の四 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第二節 第七節（略）

（検査対象外軽自動車の使用の届出等）

第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2・3（略）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

3 この法律において「第二種特定製品」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に搭載されているエアコンディショナー（人用のものに限る。）であつて、冷媒としてフロン類が充て

んされているものをいう。

4 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

(登録の更新)

第十二条 第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 4 (略)

(第二種特定製品引取業者の登録)

第二十五条 第二種特定製品引取業(使用済自動車(運行の用に供することを終了した自動車をいう。以下同じ。))に係る第二種特定製品の引取りを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 (略)

(第二種フロン類回収業者の登録)

第二十九条 第二種フロン類回収業(使用済自動車に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 (略)

(登録手続の特例)

第三十二条 国土交通大臣は、道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者(以下「自動車分解整備事業者」という。)であつて第二十九条第一項の登録を受けようとするものが、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面に主務省令で定める書類を添えて申し出た場合においては、その者に係る同条第二項第四号に掲げる事項が前条第一項に規定する基準に適合していないと認める場合又は当該書面若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合を除き、当該フロン類の回収の業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該添付書類を添えて、その者に係る第二十九条第二項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を通知するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる事項

二 その他国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る者について、第二十九条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。ただし、その者が前条第一項各号のいずれかに該当すると

きは、この限りでない。

3 国土交通大臣は、前項の規定により第二十九条第一項の登録を受けた者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を第一項の規定による通知を行った都道府県知事に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、第一号に掲げる事由が生じた旨の通知を行う場合において、当該通知に係る事項について次条第二項において準用する第十三条第一項に規定する主務省令で定める書類があるときは、当該書類を添付するものとする。

一～三 (略)

四 その者について、道路運送車両法第八十四条の規定により自動車分解整備事業の認証が効力を失った場合又は同法第九十三条の規定により当該認証が取り消された場合

4～6 (略)

7 第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について、第三項前段の規定により同項第四号に掲げる事由が生じた旨の通知があったときは、当該第二種フロン類回収業者は、当該通知があった日に、第三十条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、当該通知を受けた都道府県知事は、当該第二種フロン類回収業者にその旨を通知しなければならない。

8 前項後段の規定による通知を受けた第二種フロン類回収業者に係る次条第一項において準用する第十二条第三項に規定する登録の有効期間は、次条第一項において準用する第十二条第一項の規定にかかわらず、当該通知があった日から三月を経過する日に満了するものとする。

9 (略)

(準用等)

第三十三条 第十二条から第十八条まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者(次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。)について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、同条第二項中「第九条第二項、第十条及び前条」とあるのは「第二十九条第二項、第三十条及び第三十一条」と、第十三条第一項中「第九条第二項各号」とあるのは「第二十九条第二項各号」と、同条第二項中「第十条及び第十一条」とあるのは「第三十条及び第三十一条」と、第十四条中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五条第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種フロン類回収業」と、第十六条中「第十二条第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第三十三条第一項において準用する第三十三条第一項」と、第十七条第一項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、同項第三号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一条第一項」と、同項第二号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一条第一項」と、同項第三号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一条第一項」と、同項第四号中「第九條から前条まで」とあるのは「第二十九条から第三十一条まで及び第三十二条第一項において準用する第十二条から第十七条まで」と、第二十二條第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第二種特定製品」と読み替えるものとする。

(フロン類破壊業者の許可)

第四十四条 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 破壊しようとするフロン類の種類
- 四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力
- 五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第四十五条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に關する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ハ 第四十九条の規定により許可を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者
  - ニ 前条第一項の許可を受けた者(以下「フロン類破壊業者」という。)で法人であるものが第四十九条の規定により許可を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しないもの
  - ホ 第四十九条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(廃業等の届出)

第四十八条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、そ

の旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 フロン類の破壊の業務を廃止した場合 フロン類破壊業者であった個人又はフロン類破壊業者であった法人を代表する役員
- 六 フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 フロン類破壊業者である個人又はフロン類破壊業者である法人を代表する役員

2 (略)

(許可の取消し等)

第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。
- 二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第四十五条第二号イ、ニ又はへのいずれかに該当することとなったとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分を違反したとき。

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第五十二条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から第二十一条第一項又は第四十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、前項の規定によりフロン類を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

3 (略)

(破壊量の記録等)

第五十三条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 (略)

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事

項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第五十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(フロン類の放出の禁止)

第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

(表示)

第六十六条 特定製品の製造等を業として行う者は、当該特定製品を販売する時まで、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

二 当該特定製品(当該特定製品が第二種特定製品である場合にあつては、使用済自動車に係るもの)を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 当該フロン類の種類及び数量

(教育及び学習の振興等)

第七十六条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進してフロン類の大気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の回収及び破壊に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第七十七条 国は、フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温

暖化に深刻な影響をもたらさないものの研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(権限の委任等)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第二章に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)

(定義)

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 十六 (略)

2 (略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 (略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるもの)に限る。第十五条の四の三第一項にお

いて「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6（略）

（市町村の処理等）

第六条の二（略）

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～5（略）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）

（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。）

2・3（略）

4 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5～7（略）

8 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第四項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

9 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

10 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。

11・12（略）

（変更の許可等）

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(許可の取消し等)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第三項第三号又は第六項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(名義貸しの禁止)

第七条の四 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

2 (略)

3 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。))又は再生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。))は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項において同じ。))の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4～11 (略)

(産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

2～8 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の二まで及び第十五条の四の二において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2・3 (略)

4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5～7 (略)

8 第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。)(又は第四項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」という。))は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

9 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。

10 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

11 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとする

きは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。  
2・3 (略)

(許可の取消し等)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第十四条第三項第二号イからエまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(名義貸しの禁止)

第十四条の三の二 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(準用)

第十四条の六 第十四条の三の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第二号中「第十四条第三項第一号又は第六項第一号」とあるのは、「第十四条の四第三項第一号又は第六項第一号」と、同条第四号中「第十四条第七項」とあるのは、「第十四条の四第七項」と読み替えるものとする。

(改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者(以下この条において「事業者等」という。))並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)(に限る。)(に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合 市町村長

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準

( ) が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合 都道府県知事

(措置命令)

第十九条の四 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は、必要な限度において、当該処分を行った者(第六条の二第一項の規定により当該処分を行った市町村を除くものとし、第七条第十項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者があつたときは、その者

イ ーリ (略)

四 (略)

2 (略)

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならぬ。

一 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

2・3 (略)

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

2・5 (略)

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

二 八 (略)

九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

十 十二 (略)

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第四十一条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第三十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第二項の命令に違反したとき。

二 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。

三 第三十六条第二号イ、ハ又はホから又までのいずれかに該当することとなつたとき。

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 八 (略)

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2・3 (略)

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四号 祭祀、宗教、慈善、学术、技艺其他公益ニ関スル社团又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

産業構造審議会

消費経済審議会

2 （略）

（産業構造審議会）

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 （略）

六 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）、工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）、航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 （略）

環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（中央環境審議会）

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する

る法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）及び循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3・4（略）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

（略）

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

（略）

自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）

（現金納付）

第十条 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車重量税を金銭で納付することにつき特別の事情があると国土交通大臣、地方運輸局長若しくは陸運支局長又は協会（以下「国土交通大臣等」という。）が認めた場合その他政令で定める場合には、前二条の規定にかかわらず、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を政令で定める書類に添付して、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行う国土交通大臣等に提出することができる。